

写

大人事給第6号
平成26年4月22日

大阪市特別職報酬等審議会
会長 池田 辰夫 様

大阪市長 橋 下 徹

公 印

特別職の報酬等の額について（諮問）

大阪市会議員の報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額について諮問します。

諮 問 理 由

本市特別職の給料等の額については、複雑、高度化する職務の内容及びその職責、他の地方公共団体の特別職の給料等の額、一般職の職員の給与改定の状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、適時適切に大阪市特別職報酬等審議会において議論いただくべきものである。

本市においては、この間、本審議会に対して、市会議員の政務活動費について、平成 20 年 11 月に諮問、市会議員の報酬並びに市長、副市長の給料の額について、平成 22 年 10 月に諮問、市長、副市長の退職手当の額について、平成 23 年 6 月に諮問してきたところであるが、一般職の職員については、その後も給与改定や社会経済状況の変化、本市の厳しい行財政状況に対応し、市民の理解を得られるよう、給与制度 改革や給与減額措置等を実施してきているところである。

このようなことから、本市特別職の給料等についても本市を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、市民の理解が得られるものとするために、大阪市会議員の報酬、政務活動費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当のあるべき水準について、本審議会に諮問するものである。